



2024年5月17日

各位

会社名 カバール株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷郷元昭
(コード番号：5253 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 CFO 兼 経営企画室長 金子陽亮
(TEL 03-6280-4036)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第8期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の強化・充実を図るため、2024年6月27日に開催予定の当社第8期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月27日(木曜日)
定款変更の効力発生日	2024年6月27日(木曜日)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員を除く)は、9名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を</u> <u>区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p>

<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定する。また、取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 1～2 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 24 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を選定する。また、取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 1～2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して<u>取締役会の 3 日</u>前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u> 第 25 条 <u>取締役会の決議により、会社法第 399 条の 13 項第 6 項の規定に基づき、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要</u></p>
--	---

<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができ る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了 する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任す る。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 33 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p>	<p><u>な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任するこ とができる。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社 から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し て、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
--	--

<p><u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。但し緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p>	
<p><u>3 監査役会は、監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条</u> <u>監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除及び責任限定)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項による監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して監査等委員会の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得てこれを定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 41 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>第 8 章 附則</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 32 条</u> <u>監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 33 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得てこれを定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 附則</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 41 条</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 8 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---